平３１医務保険第９２号

平成３１年(2019年)４月１２日

各病院の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」及び

「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の

正誤表の送付について

　このことについて、厚生労働省医政局から、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成31 年３月12 日付け医政発0312 第７号厚生労働省医政局長通知）及び「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」（平成31 年３月15 日付け医政発0315第４号厚生労働省医政局長通知）の一部を訂正する旨の通知がありましたのでお知らせします。

医務保険課

医療指導班　藤本

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939